

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年3月まで
② 平成3年4月から4年3月まで

私は、国民年金制度が発足した当初から国民年金保険料を村役場の窓口で妻の保険料と一緒に納付してきた。

また、私は農業者年金に加入しているため、当該申立期間について付加保険料と一緒に納付していたはずである。

当該申立期間の保険料が免除期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金保険料を村役場の窓口で妻の保険料と一緒に納付してきたと主張しているが、村役場に保管されている申立人に係る被保険者台帳によれば、申立人及びその妻は、納付日が記録されている昭和57年4月から平成元年3月までの期間の夫婦の納付日がすべて同一日に年度分まとめて納付されていることが確認できることから、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとする申立内容に不自然さは無い。

また、申立期間に係る免除申請について、i)申立期間①の期間の保険料については、平成元年4月分が同年4月28日に納付されたことを示す領収印が確認できるにもかかわらず、同年5月1日に納付済みである同年4月分を含めて、1年分の免除申請がなされているなど不自然な事務処理となっている上、ii)申立期間②についても、村役場が保管する課税台帳等により申立人は国民年金保険料の免除基準を超える収入があったことが確認でき、申立人は「免除制度があることも知らなかった」と述べていることから申立人が免除申請を行ったとは考え難く、行政側に不適切な事務処理があったものと推認される。

さらに、農業者年金保険料納付状況によれば、申立人の申立期間の農業者年金保険料は納付済となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年3月まで
② 平成3年4月から4年3月まで

私は、国民年金制度が発足した当初から国民年金保険料を村役場の窓口で夫が私の保険料と一緒に納付してきた。

また、私の夫は農業者年金に加入しているため、当該申立期間について付加保険料と一緒に納付していたはずである。

当該申立期間の保険料が免除期間となっていることに納得がいかない

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金保険料を村役場の窓口で申立人の夫が、妻の保険料と一緒に納付してきたと主張しており、村役場に保管されている申立人に係る被保険者台帳によれば、申立人及びその夫は、納付日が記録されている昭和57年4月から平成元年3月までの期間の夫婦の納付日がすべて同一日に年度分まとめて納付されていることが確認できることから、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとする申立内容に不自然さは無い。

また、申立期間に係る免除申請について、i)申立期間①の期間の保険料について、村役場に保管されている申立人の夫に係る被保険者台帳によれば、平成元年4月分が同年4月28日に納付されたことを示す領収印が確認できるにもかかわらず、同年5月1日に納付済みである同年4月分を含めて、1年分の免除申請がなされているなど不自然な事務処理となっている上、ii)申立期間②についても、村役場が保管する課税台帳等により申立人の夫は国民年金保険料の免除基準を超える収入があったことが確認でき、申立人は「免除制度があることも知らなかった」と述べていることから申立人が免除申請を行ったとは考え難く、行政側に不適切な事務処理があったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和54年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月7日から同年7月2日まで

私は、A社に入社以来継続して勤務していたが、社会保険庁の年金記録を確認したところ、昭和54年6月7日に本社で被保険者資格を喪失した後、同年7月2日にB支社において資格を再取得したことになっている。

しかし、私は入社以来、転勤はあっても当該申立期間も含めて継続的にA社に勤務しているので、同期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の人事通知書及び申立人の雇用保険の加入記録によれば、昭和54年6月1日にA社本社から同社B支社に異動し、申立期間を含む53年5月22日から現在までA社に継続して勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社による厚生年金保険被保険者原票の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、A社の事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤って手続したことを認めていることから、同事業主が昭和54年7月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から55年3月まで

私は、県外に住んでいた昭和45年4月から国民年金保険料を毎月市役所や金融機関の窓口で納付しており、時には集金に来た人に納付していた。県内に53年2月に帰ってきてからは、家主から「まじめに国民年金保険料を納付して偉い」と褒められるほどきちっと保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年9月以降に払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の大部分について時効により国民年金保険料を納付することができない上、別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、さかのぼって納付を行ったとの供述も無い。国民年金の加入手続及び年金手帳についての申立人の記憶は明確でなく、加入状況は不明であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年11月24日まで

私に関する社会保険庁の記録では、私が代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、被保険者資格を喪失したときからさかのぼって、社会保険事務所により引き下げられている。当時は、同社の経営が悪化し、社会保険料の滞納が続いていたところ、社会保険事務所から呼出しを受けて、「会社代表者は責任を取って自分の報酬を下げるべきだ。」と言われ、所定書類に会社印を押しただけの届出書を提出した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てのとおり、申立人が、申立期間当時、A社の代表取締役であったことは、同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社は、平成5年11月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年同月26日付けで、さかのぼって平成5年1月から同年10月までの申立人の標準報酬月額が53万円から9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「滞納保険料の支払いに係る交渉のため社会保険事務所に呼び出された際、同所職員に『会社代表者は責任を取って自分の報酬を下げるべきだ。』と言われ、所定書類に会社印を押しただけの届出書を提出した。」と主張しており、このことから、申立人が代表取締役としての責任を取り、自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。